

野田市立尾崎保育所の管理に関する変更協定書

野田市（以下「甲」という。）と株式会社日本保育サービス（以下「乙」という。）とは、平成28年2月19日付けで締結した野田市立尾崎保育所の管理に関する基本協定書第52条（協定の変更）に基づき、次のとおり変更する協定を締結する。

変更後	変更前
<p>【基本協定書】 （私人の公金の取扱い） 第34条 本施設の<u>保育料及び延長保育料</u>は甲の収入とする。 <u>2 令和元年9月以前の休日保育料及び主食費は甲の収入とする。</u> 3 甲は、当該徴収事務について、地方自治法施行令第158条第1項及び野田市会計事務規則第31条の規定に基づき、乙に委託する。</p> <p>【仕様書】 10 管理に関する経費 (3) 保育料等の納入 児童福祉法第56条第1項の規定に基づく<u>保育料及び延長保育料、並びに令和元年9月以前の休日保育料及び主食費（以下「保育料等」という。）</u>は野田市の収入となる。上記保育料等は原則として口座振替により徴収されるが、保育所において徴収する場合は、児童福祉法第56条第3項に基づき、指定管理者が徴収、集計、納入を行うこと。なお、保育料等は公金として厳正に取扱い、<u>特別な事情がある場合を除いて、徴収した翌日（金融機関の休業日を除く）までに指定口座に納入すること。</u> また、保育料等の滞納が生じないよう、野田市と協力すること。</p> 13 保育所の運営業務 (4) 保育料等の納入 保育料等の徴収は、原則として口座振替によるが、保育所で徴収する場合は、児童福祉法第56条第3項に基づき、指定管理者が徴収、集計、納入を行なうこと。保育料等は公金として厳正に取扱い、 <u>特別な事情がある場合を除いて、徴収を行った翌日（金融機関の休業日を除く）までに指定口座に納入すること。</u> ま	<p>【基本協定書】 （私人の公金の取扱い） 第34条 本施設の<u>保育料、延長保育料、休日保育料等</u>は甲の収入とする。 2 甲は、当該徴収事務について、地方自治法施行令第158条第1項及び野田市会計事務規則第31条の規定に基づき、乙に委託する。</p> <p>【仕様書】 10 管理に関する経費 (3) 保育料等の納入 児童福祉法第56条第3項の規定に基づく<u>保育料及び主食費、延長保育料（以下「保育料等」という）</u>は野田市の収入となる。上記保育料等は原則として口座振替により徴収されるが、保育所において徴収する場合は、児童福祉法第56条第4項に基づき、指定管理者が徴収、集計、納入を行うこと。なお、保育料等は公金として厳正に取扱い、徴収した翌日（金融機関の休業日を除く）までに指定口座に納入すること。 また、保育料等の滞納が生じないよう、野田市と協力すること。</p> 13 保育所の運営業務 (4) 保育料等の納入 保育料等の徴収は、原則として口座振替によるが、保育所で徴収する場合は、児童福祉法第56条第4項に基づき、指定管理者が徴収、集計、納入を行なうこと。保育料等は公金として厳正に取扱い、徴収を行った翌日（金融機関の休業日を除く）までに指定口座に納入すること。また、保育料等の滞納が生じないよ

<p>た、保育料等の滞納が生じないよう、野田市と協力すること。</p>	<p>う、野田市と協力すること。</p>
<p>15 給食とおやつの提供 <u>(8) 削除</u></p>	<p>15 給食とおやつの提供 <u>(8) 指定管理料のうち、各月の3歳以上の児童数に400円を乗じた額以上の費用について、3歳以上の児童の主食の購入費用及び主食の処遇改善のための材料費に充てなければならない。</u></p>
<p><u>(9) 削除</u></p>	<p><u>(9) (8)の規定にかかわらず、やむを得ない場合に限り、(8)の規定による費用の一部を、3歳以上児に対する副食の処遇改善のための費用に充てることができるものとする。</u></p>

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年10月1日

甲 野田市鶴奉7番地の1
野田市
野田市長 鈴木 有

乙 愛知県名古屋市東区葵三丁目15番31号
株式会社日本保育サービス
代表取締役 古川 浩一郎